

議 事 日 程 (1)

平成25年12月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 行政報告
- 第4 議案第54号 芦屋町子ども・子育て会議設置条例の制定について
- 第5 議案第55号 芦屋町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第56号 芦屋町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第57号 芦屋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第58号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第9 議案第59号 芦屋町一般職職員の給与に関する条例及び芦屋町特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第60号 芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第61号 芦屋町所得制限外住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第62号 平成25年度芦屋町一般会計補正予算 (第3号)
- 第13 議案第63号 平成25年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
- 第14 議案第64号 平成25年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算 (第1号)
- 第15 議案第65号 平成25年度芦屋町給食センター特別会計補正予算 (第1号)
- 第16 議案第66号 平成25年度芦屋町訪問看護特別会計補正予算 (第1号)
- 第17 議案第67号 平成25年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第1号)
- 第18 議案第68号 平成25年度芦屋町病院事業会計補正予算 (第2号)
- 第19 議案第69号 平成25年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算 (第2号)

第20 発議第10号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再利用を促進するための法律の制定を求める意見書について

第21 請願第3号 治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を支持し、政府に対し意見書の提出を求める請願書

【 出席議員 】 （13名）

1番 松上 宏幸 2番 内海 猛年 3番 刀根 正幸 4番 妹川 征男
5番 貝掛 俊之 6番 田島 憲道 7番 辻本 一夫 8番 小田 武人
9番 今井 保利 10番 川上 誠一 11番 益田美恵子 12番 中西 定美
13番 横尾 武志

【 欠席議員 】 （なし）

【 欠員 】 （なし）

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 井上 康治 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町 長 波多野茂丸 副町長 鶴原洋一 教育長 中島幸男
モーターボート競走事業管理者 仲山武義 会計管理者 武谷久美子 総務課長 小野義之
企画政策課長 中西新吾 財政課長 柴田敬三 都市整備課長 大石眞司
税務課長 縄田孝志 環境住宅課長 入江真二 住民課長 池上亮吉
福祉課長 吉永博幸 地域づくり課長 松尾徳昭 学校教育課長 岡本正美
生涯学習課長 本石美香 病院事務長 森田幸次 競艇事業局次長 大長光信行
事業課長 藤崎隆好 管理課付課長 濱村昭敏

午前10時00分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。よって、ただいまから平成25年芦屋町議会第4回定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第1. 会期の決定

○議長 横尾 武志君

まず、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、12月4日から12月17日までの14日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第120条の規定により、1番、松上議員と、12番、中西議員を指名しますので、よろしくお願ひします。

日程第3. 行政報告

○議長 横尾 武志君

次に、日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。平成25年芦屋町議会第4回定例会の議案上程の前に、平成25年芦屋町議会第3回定例会以降における行政執行について、主なものを報告させていただきます。

1点目は、田中繁吉氏画集の寄贈受領についてです。

芦屋が育んだ偉大な画家、田中繁吉氏の画集がご子息である田中彌壽雄氏により刊行され、9月15日に出版記念が行われましたので、芦屋町を代表し出席してまいりました。

今回の画集には、平成7年に芦屋町に寄贈いただいた作品を初め、多数の作品が掲載されており、改めて田中先生の画業を知ることができます。寄贈を受けました画集は、住民の皆さんにごらんいただけるよう、芦屋町図書館やギャラリーあしやに設置させていただいておりますので、ぜひごらんいただきたいと思っております。

2点目は、祭りあしやの開催についてです。

9月22日、第4回祭りあしやが芦屋海浜公園において開催されました。町内の各種団体やグループで構成された実行委員会による手づくりイベントであります。天候にも恵まれ、多くの方々が登場され、楽しい時間を過ごすことができました。住民の交流や町のにぎわいづくりのために活動していただきました実行委員会や出演者など、数多くの皆さんの活動に感謝申し上げます。

3点目は、災害時における応急復旧業務の応援などに関する協定についてです。

9月26日、芦屋町商工会工業部会との間で、災害時における応急復旧業務の応援に関する協定書を締結しました。町内で、地震、台風、豪雨、洪水などの未然防止や災害時には応急復旧業務のために必要となる建設資機材や労力を提供いただき、住民生活の早期安定を図るものです。

また、10月1日には、北九州地区LPガス協会遠賀・中間部会との間で、災害時における液化石油ガスの供給に関する協定書を締結。避難所などへ優先的にLPガス等を供給していただけることになりました。

4点目は、町民体育祭の開催についてです。

10月13日に行われた町民体育祭は、全自治区や多数の各種団体が参加する全町挙げての開催となりました。大会テーマでありました「笑顔あり！絆あり！地域力で芦屋魂」のように、今後も住民の皆さんのきずなを深め、笑顔あふれる地域への活力となるよう、引き続き全町挙げての開催に自治区、各種団体とともに力を合わせて、充実していきたいと考えております。

5点目は、芦屋町のロゴマークについてです。

芦屋町のイメージアップを図る上で、統一したイメージデザインが必要なことからロゴマーク製作の取り組みを進め、住民ワークショップによる意見集約を踏まえた上で、10月18日にデザインの決定をいたしました。議員各位には別途報告させていただくとともに、住民の皆さんには広報やホームページにてお知らせをし、積極的に活用してまいります。

6点目は、災害対策本部設置運営訓練についてです。

10月22日、福岡県の支援を受けて、職員を対象に災害対策本部運営訓練を行いました。この訓練では、風水害による災害をテーマとして、被害を軽減できるよう、災害対策本部における災害時の状況を模擬的に体験しながら、迅速かつ適切な対応能力を身につけることを目的として実施いたしました。この研修による課題を整理、評価して、今後の本部運営に生かしていく所存

です。

7点目は、芦屋町・岡垣町海岸保全対策協議会の福岡県への要望についてです。

10月25日、岡垣町の宮内實生町長と福岡県に対し、海岸保全対策に関する要望書を提出しました。この要望書は、芦屋町・岡垣町海岸保全対策協議会で取りまとめられたものです。内容といたしましては、芦屋町が現在抱えている堆積による飛砂被害や海岸浸食などの住民生活の安心安全、観光に影響を及ぼしている問題を解決するため、既に事業着手している「里浜づくり事業」や「夏井ヶ浜の崩落防止事業」などの早期実現を求めるとともに、両町の海岸浸食と砂の堆積の抜本的対策を講じるよう要望したものです。

8点目は、芦屋町功労者表彰についてです。

11月5日、平成25年度芦屋町功労者表彰を行いました。受賞者は、障害児や障害者の福祉の向上のため多年にわたり尽力された伊藤一美氏、消防団員として民生保全に貢献された小野猛氏です。お二人の功績に感謝を申し上げたところであります。

9点目は、高齢者福祉施設等の事業者公募についてです。

福岡県高齢者保健福祉計画（第6次）に基づく、平成26年度の高齢者福祉施設等の整備に当たり、福岡県の定める整備方針により、高齢者福祉施設等の施設整備事業者協議要項を定め、8月9日から10月11日までを協議書の提出期間として、事業者を公募しました。この結果、2事業者の協議書を受理し、芦屋町高齢者福祉施設等整備事業者選定委員会を開催した上で、1事業者を選定、町の意見書を付して、11月11日に福岡県介護保険広域連合へ協議書を提出していることを報告させていただきます。

10点目は、栃木県佐野市との相互支援協定書の締結についてです。

11月13日、佐野市長が来庁され、災害時における相互支援協定書の締結式を行いました。災害により被災した両市町が、救助を必要とする場合、生活必需物資の供給や復旧に必要な支援を行うため協定書を締結したもので、災害時の応急対応の幅が広がります。

栃木県佐野市とは古くから茶釜の産地として「西の芦屋、東の天明」と並び称されたこともあり、茶釜が取り持つ縁で平成10年に親善都市を締結。現在まで、子どもたちが毎年、交互にお互いの市町を訪れ合う交流事業が行われています。今回の協定締結で、芦屋町における防災力の強化につながるものと存じます。

11点目は、住民票の肩書表示の実施についてです。

芦屋町では、今まで住民票等に方書を記載していませんでした。方書とは、団地やアパートなどの集合住宅の建物名、居室番号のことで、近年、集合住宅が増加し、地番までの表示では住所がわかりにくいところがありました。このため、各種通知などが住民の皆さんに適切に届くよう、11月23日から住民票等の住所欄に方書を表示していることを報告させていただきます。

1 2 点目は、芦屋町地域福祉計画の策定についてです。

芦屋町地域福祉計画は、全ての住民がお互いの人権を尊重し、支え合い、助け合って、住みなれた地域で安心して暮らせるような社会を築くことを目的に策定中です。ワーキングでの素案の作成を終え、現在、審議会で内容の審議をしています。

今後、審議会から答申をいただいた後、計画素案を議員各位に報告し、1 2 月下旬から予定していますパブリックコメントなどの手続を経て、2 6 年 3 月までに芦屋町地域福祉計画を策定することとしています。

1 3 点目は、芦屋町環境基本計画の策定についてです。

環境基本計画は、地域特性などを踏まえた上で、良好な環境の保全と創造に向けた環境行政を推進するために、計画を策定するものです。5 月に芦屋町環境審議会を立ち上げ、住民や事業所アンケートの実施、住民や職員によるワークショップでの環境課題などの議論を行い、現在、環境審議会において素案を審議中です。

今後、審議会から答申をいただいた後、計画素案を議員各位に報告し、1 月末からパブリックコメントなどの手続を経て、2 6 年 3 月までに芦屋町環境基本計画を策定することとしています。

1 4 点目は、夏井ヶ浜海岸崩落防止対策についてです。

7 点目の福岡県への要望で触れましたが、夏井ヶ浜海岸崩落防止対策につきましては、福岡県による設計で工法が決まり、現在、詳細設計が進められています。年明けには工事の一部が発注され、全体工事は 2 6 年度末に完了予定です。また、一部工事につきましては、町負担の県工事となりますので、県との調整後、予算化したいと考えております。

以上、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で行政報告は終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、日程第 4、議案第 5 4 号から日程第 2 1、請願第 3 号までの各議案については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めた後、発議の提出議員及び請願の紹介議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

それでは、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第54号の芦屋町子ども・子育て会議設置条例につきましては、子ども・子育て支援法第77条第1項及び地方自治法第138条の4の規定に基づき、芦屋町子ども・子育て会議を設置するものでございます。

議案第55号の芦屋町事務分掌条例の一部を改正する条例につきましては、平成27年4月から施行される子ども・子育て支援新制度の目的が果たせるよう、必要な準備を着実に進めるとともに、少子化に対する子育て支援のための専門部門の設置について必要性が高まってきたことから、事務の効率化と住民サービスの向上を目指し、現在の福祉課及び住民課の枠組みを見直し、新たに「健康・こども課」を設けるため、芦屋町事務分掌条例の一部と関連条例を改正するものでございます。

議案第56号の芦屋町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部改正により、延滞金の利率が引き下げられることに伴い、同様の改正を行うとともに、あわせて条項の追加や文言の修正等を行うものでございます。

議案第57号の芦屋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部改正により延滞金の利率が引き下げられることに伴い、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の割合の特例についても、同様の改正を行うものでございます。

議案第58号の社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、法律の改正に伴い、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が改正されるため、関係条例の整備を行うものでございます。

議案第59号の芦屋町一般職職員の給与に関する条例及び芦屋町特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例につきましては、看護師の宿日直勤務に係わる「宿日直手当」及び夜間勤務に係わる「夜間看護手当」について、国及び近隣の病院と比較して低い水準であること、また看護師の確保及び定着化のため、手当額を国と同額に改正するものでございます。

議案第60号の芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例につきましては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の題名が、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改正されたことに伴い、条例内の法律題名を引用している箇

所を改めるものでございます。

議案第61号の芦屋町所得制限外住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例につきましては、所得制限外住宅の入居資格を町営住宅に合わせて、「芦屋町に3カ月以上住民登録がある場合」から「芦屋町に住民登録がある場合」と改め、資格者の範囲を拡大するものでございます。

議案第62号の平成25年度芦屋町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ8,200万円の増額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金及び財政調整基金繰入金を増額計上したほか、森林整備加速化・林業再生事業費補助金や福岡県介護基盤緊急整備補助金を措置しております。

歳出につきましては、一般職職員の給与の臨時特例に関する条例制定に伴います措置や後期高齢者医療療養給付費負担金を減額計上したほか、松くい虫伐倒駆除委託や国民宿舎特別会計繰出金、乳幼児・子ども医療費助成事業基金積立金元金を増額措置しております。

また、子ども・子育て支援新制度に伴います関係経費を計上しているほか、地域活動支援センター建設補助金を措置しております。

なお、債務負担行為として、新病院建てかえ等に係わる総合運動公園内造成地測量委託を予定しております。

議案第63号の平成25年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入では、特別調整交付金の増額、前期高齢者交付金の増額、職員給与費等に関する一般会計繰入金の減額を計上しています。

歳出では、給与費の減額、国保直営診療施設繰出金の増額及び調整による予備費の増額を計上いたしております。

議案第64号の平成25年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ406万1,000円の増額補正を行うものでございます。

歳入では、内部改修工事期間の休館に伴う指定管理者納入金の減額と歳入減、歳出増に伴う財源として、一般会計繰入金の増額を計上しております。

歳出では、内部改修工事期間の休館に伴って、指定管理者が営業できないことによりこうむる損失補填額を新たに計上いたしております。

議案第65号の平成25年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ6万円減額補正を行うものでございます。

歳入では、繰入金の減額を計上し、歳出では、給料を減額し、職員手当等の増額を計上いたしております。

議案第66号の平成25年度芦屋町訪問看護特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳

入歳出それぞれ192万8,000円の増額補正を行うものでございます。

歳入では、前年度繰越金の増額を計上し、歳出では、予備費の増額を計上いたしております。

議案第67号の平成25年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）につきましては、支出において、給料の特例減額措置に伴う営業費用の減額を計上いたしております。

議案第68号の平成25年度芦屋町病院事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収支では、給料の特例減額等に伴う2,132万円の給与費の減額を計上しております。

資本的収支につきましては、収入では、他会計負担金において、国民健康保険調整交付金の確定に伴う262万4,000円の増額補正を行い、支出では、病院建設改良費において、新病院建設に係る総合運動公園内造成地測量委託525万円を増額補正するとともに、総合運動公園内造成地測量委託1,260万円の債務負担行為を計上いたしております。

議案第69号の平成25年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出では、職員共済組合納付金追加費用の納付率の変更のため、法定福利費15万6,000円を不用額として減額補正を行うものでございます。

また、資本的支出では、給料の特例減額措置に伴う給料20万円の減額を計上いたしております。

以上、簡単ではありますが、提案理由のご説明を終わります。

なお、詳細につきましては、質疑の折にご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、9番、今井議員に発議第10号の趣旨説明を求めます。今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

おはようございます。皆様方のほうの資料にあります、14ページにありますけれど、発議第10号容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再利用を促進するための法律の制定を求める意見書について趣旨説明をいたします。

次の15ページの意見書の原案を読み上げて趣旨説明とさせていただきます。

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再利用を促進するための法律の制定を求める意見書。容器包装リサイクル法は、リサイクルのための分別収集、選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法のスリーアール、3つのRの優先順位に反して、リサイクル優先に偏っています。

このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装が使われているのが実態です。

根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているためであり、リサイクルに必要な総費用のうち、約8割が製品価格に内部化されていないことにあります。

このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブが働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方について不公平感が高まっています。

今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負担を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入を初めとした事業者責任の強化が不可欠となっています。

よって、芦屋町議会は、我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府及び国に対し、以下のとおり、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再利用を促進するための法律を制定することを強く求めます。

意見書の1として、容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集、選別保管の費用について、製品価格への内部化を進めること。

2、レジ袋使用量を大幅に削減するため、有料化などの法制化について検討を進めること。

3番目として、2アール、2つのRの環境教育を強化し、リユースを普及するため、学校牛乳の瓶化が促進されるよう、さまざまな環境を整備すること。

この3つを意見書とまとめて、該当の委員会での検討、議員の皆さんのご検証をよろしく願います。

以上で提案を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、今井議員の趣旨説明は終わりました。

次に、10番、川上議員に請願第3号の趣旨説明を求めます。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

おはようございます。請願第3号治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を支持し、政府に対し意見書の提出を求める請願書の説明をさせていただきます。

請願者は、治安維持法国家賠償要求同盟福岡県本部会長石村善治でございます。

1925年に制定された治安維持法は、民主日本にふさわしくないものとして、戦争が終わった1945年に廃止され、「弾圧犠牲者への判決の言い渡しはなかったものとみなす」とされましたが、この20年間に、日本共産党は言うまでもなく、革新政党、労働組合、農林組合の活動家、平和主義者、宗教家、文化知識人など、数十万の人々が逮捕され、送検された人は7万5,681人、拷問による虐殺、獄死も2,000人に上りました。

福岡県関係でも、判明している犠牲者は優に500名を超えており、福岡県都市圏関係で逮捕、送検あるいは投獄された人は、吉田法晴元初代の北九州市長、向坂逸郎元九州大学法学部部長、

具島兼三郎元長崎大学学長、松本清張作家、各氏など百数十名に達しています。

これらの人々の国家補償問題について、日本弁護士連合会は1993年10月の人権擁護大会で、治安維持法による弾圧は、国民の思想、信条、信仰の自由に対する抑圧であつたばかりでなく、日本国民全体をひたすら戦争に向かって進ましめる役割を担った治安維持法等の弾圧法規は、戦争を推進するための恐怖政治の法的武器であつた。

この意味においては、日本国民全体が治安維持法の被害者であつた。

治安維持法犠牲者は、日本国憲法の賠償規定からすれば、当然、補償がされなければならないと決議しております。

また、国連第3回総会では、1968年に、戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効不適用条約を採択しました。

治安維持法等の治安立法による弾圧は、思想、信条や信仰の自由を抑圧した人道に反する罪であり、国際法として時効が存在しないことを明確にしました。

そして、ドイツ、フランス、アメリカ、カナダなどでは、既に国家補償が行われており、国家補償は世界の常識となっております。

治安維持法賠償同盟は、1968年結成以来、国家賠償法の制定を求め続けてこられましたが、いまだに実現を見ておりません。犠牲者の多くが故人となり、生存者もほとんどが90歳を超えという状況の中、至急な解決を必要としています。

どうか、戦前の暗黒時代に立ち返り、治安維持法の犠牲となった方々の切なる悲願をお酌み取りいただきまして、地方自治法第99条第2項の規定に基づき、政府に対して意見書を提出していただきますよう、審査のほどをよろしくお願いいたします。

なお、参考資料をお手元に配付しております。

また、できましたら、請願された方々に請願趣旨の口頭陳述の機会を与えていただきますよう、最後をお願いをいたしまして、以上で説明を終わらせていただきます。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第4、議案第54号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第54号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第55号についての質疑を許します。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

今回、分掌条例の一部改正が出ておりますが、これは内容的には民文の形なのですが、議案としては、総務財政のほうに付託されておりますので、ちょっとお尋ねいたします。

私の机のほうに、説明資料が配付されておりますが、その中でこれを見ますと、福祉課、住民課、生涯学習課からそれぞれの一部業務が、今回、新たにできます健康・こども課のほうに移っております。

現在の職員数と、新たに健康・こども課に移管した場合の職員数を、もしわかればご報告願います。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

職員数ですが、現在、民生児童係に3名、それと保育所係が現在3名ですが、来年の4月には1名、子育て支援係はゼロという形になります。

そして、この子育て支援係のほうに3名、それと障害者生活支援係のほうに4名という形になります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

そうしますと、生涯学習課のほうの一部事務移管しても、これは人数減らないということですね。

それから、健康・こども課のほうについては、これは課ですから、課長、係長、担当が1名ずつということでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

2課8係を3課6係に変更するというので、係は2係減るということで、課が1つふえるということで、課長が1名増という形になります。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

町長の提案理由の説明の中に、少子化に対する子育て支援のための専門部門の設置という形のもものが明記されます。

今こういうふうに確かに集約化したにしても、職員数が余りふえてない。どこがどう変わったのかなあと。ただ、単に押しつけただけかなあとという思いがしますけど。

その辺は、今後、何か特別な取り組みかなんかをされる予定でしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

今、先ほど申しましたように、現在、子ども・子育て支援新制度に関する計画の策定を今年、来年という形で行います。

先ほど、条例が行われました子ども・子育て会議の開催というのが、また行われていくという、このように推移を見ながら、必要があれば検討していくという形になろうというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第55号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第56号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第56号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第57号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第57号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第58号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第58号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第59号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第59号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第60号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第60号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第61号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第61号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、議案第62号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

11ページに、松くい虫の除去の委託が財産管理費として上げられてますし、あとは公園課とか学校課とか、そういう地域、場所によって、こう調べてみますと、6カ所の松の駆除と、松枯れの。その合計額をちょっと計算をしてみたら、6カ所で113万6,000円になるのかなということで、これで間違いがないかということと、合計で結構なんですけれど、これ補正予算として113万6,000円というのは、駆除のための本数はどれぐらいなのか、わかっておれば、上げていただきたいと思います。

それと、この中には堂山の太木、100年以上たっているであろうというものが、三、四本枯れておりますが、これは該当しているのかどうか。

議長、これは一つ一つ言わないかんでしたかね。いいですかね。いいですか。一旦切って。

○議長 横尾 武志君

従来どおりで質疑3回。

○議員 4番 妹川 征男君

わかりました。今の分だけお願いします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

全体の件数に関しましては1,472本、今回、枯れております。

各所管関係でいきますと、環境住宅に関しましては16本程度、あと、管財関係については7本、学校教育関係については22本、土木関係につきましては5本という形の中で枯れております。

地域づくり課につきましては、1,417本という形で、堂山につきましても保安林の中に入

っておりますので、そこら辺につきましては伐倒するような形で考えております。

それと、全体的な金額につきましては、1,040万ほど全体的な伐倒金額としてはなってく
ると思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

いいですか。では、ほかにございますか。辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

16ページお願いします。6款の2目のところですが、今の件と関係あります。

ここ何年かわかりませんが、随分と、今までの松くい虫の駆除の仕方、地上散布といいま
すか、わたしも現場で見ておりますが、それをされております。

今回は、樹幹注入ということでございます。これと今の地上散布の違い、効果、それをちよ
つと教えてください。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

今回の補正で上げております松くいの樹幹注入につきましては、松の木に直接注入をして、薬
剤を注入するという形になります。基本的に効果としては、5年から6年の薬剤の効果がある
という形の中で聞いております。

薬剤の通常の散布につきましては、木に直接かけるという方法でございまして、マツノセン
チュウが葉を食べて松を枯らすという状況にありますので、中に樹幹注入をすることによっ
て、松枯れが今回は防げるという形の中でなっておりますので、この補助金につきましては今年
度、ここ3年間ぐらい、松枯れが激しいという形の中で臨時的に、今年1年間こういう補助
が出るという形になって、今回補正を上げているものでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

すみません、この全体の樹幹注入、大体何本ぐらい予定されてはいますか。お答え願
いたいと思
います。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

基本的には、金額、1本当たりが10センチから20センチぐらいの幹を打つのに、大体90ミリで約2,500円ぐらいの単価という形で聞いておりますので、それを割り戻して、大体700本ぐらいは打てるのではないかというふうに思っております。

基本的に補助の対象となりますのが保安林となりますので、現在考えてるのが、鶴松保安林、あと堂山保安林と白浜保安林の激しく松が枯れているところを中心に、今年度はやりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。ほかに。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

7ページをお願いします。

今回、特定防衛施設周辺整備調整交付金が、増額で6,153万6,000円上がっております。昨年も同じような形で上がりました。そういうときは、ブルーインパルスとちょっとお話を聞いておりましたけれども、今回、この上がった要因がもしおわかりであれば、ご報告願います。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

内容については不明です。説明を求めましたが、明確な答えは返ってきておりません。恐らく、何らかの配慮があったものというふうに思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

何かこちらのほうから、行政のほうから動いて増額されたというようなことではないわけですか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

特にそういった回答はいただいております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

今回、所管の委員会に該当するかもしれませんが、この補正予算、全体的なものと考えますので、ここで質疑させていただきます。

今回の補正額は8,200万円ではありますが、実際、総事業費は約1億1,000万円。つまり、減額措置、公務員の給与の減額等の特例の措置でされた分かと思えますけれども、約2,800万円の減額補正分もこの補正の予算に組み込まれているわけでございます。

総務課長ですね、先般の議会において、公務員の給与の減額分につきましては、組合員と協議しまして防災・減災等に使っていく要望がありましたので、協議していくという答弁がありました。

そこで、今回の補正予算で減額分が、その要望どおりに使われたかということで、ちょっと疑問を呈しております。そのあたりの配慮がなされたのか。そして、今後、この減額分に関してはしっかりと明確に使途していくのか、そのあたりお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

給与削減分につきましては、9月議会で可決していただきました。当時、減災・防災事業、それから、地域の元気づくり事業費等を使うということで、答弁していたかと思えます。

要は、9月議会であったために、施策として12月以降で反映することについては時間的に難しいと。効率よく財源を使うためには、26年度の予算編成、現在実施計画、それから施設整備計画、こういうのを検討しているんですが、その中で反映したいというふうに考え方は持っております。

予算的に、今回は削減分というのは2,800万ということなんですが、数字的には3月補正において、財政調整基金に繰り戻す形でその分を繰り戻したいというふうに思っております。26年度に、新たに財調の取り崩しという形で、財源を明確にした上で、該当事業に充当したいということで、いずれにしても、明確な形はとりたいと思っております。

財政運営上で、今回、補正上わかりにくいところがあったかと思いますが、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第62号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、議案第63号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第63号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、議案第64号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

国民宿舎の内部改修工事期間の休館に伴うということがありますが、この改修工事期間というのは、いつごろから改修工事されて、いつごろまでという、めどといいでしょうか、そういう想定されておられるのかどうか。

また、一つ、完全に、それは内部の改修ですから、完全に休館するという前提で行われるということでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

工事につきましては、1月の中旬から2月の末という形で、1カ月半を予定しております。

今回の改修工事につきましては、各部屋の内部改修、床、内部の天井や側面、障子等改修、それと2階部分の厨房関係を扱う予定にしておりますので、営業としては、ちょっとできないという形で、短期間で1カ月半で行いたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第64号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、議案第65号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第65号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、議案第66号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第66号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、議案第67号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第67号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、議案第68号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第68号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、議案第69号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第69号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、発議第10号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発議第10号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、請願第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、請願第3号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑は終わります。

お諮りします。日程第4、議案第54号から日程第21、請願第3号の各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時05分散会
